

# 調査の概要及び利用上の注意

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計（指定統計第 23 号）として、全国の卸売業及び小売業の事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

### (2) 根拠法規

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及び商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）

### (3) 調査の期日

平成 19 年 6 月 1 日現在

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

これまでの調査年次、調査期日及び種別は次のとおり。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和 27 年	9 月 1 日	①	昭和 45 年	6 月 1 日	①	平成 元年	10 月 1 日	③
昭和 29 年	9 月 1 日	①	昭和 47 年	5 月 1 日	①	平成 3 年	7 月 1 日	②
昭和 31 年	7 月 1 日	①	昭和 49 年	5 月 1 日	①	平成 4 年	10 月 1 日	③
昭和 33 年	7 月 1 日	①	昭和 51 年	5 月 1 日	①	平成 6 年	7 月 1 日	②
昭和 35 年	6 月 1 日	①	昭和 54 年	6 月 1 日	①	平成 9 年	6 月 1 日	②
昭和 37 年	7 月 1 日	①	昭和 57 年	6 月 1 日	①	平成 11 年	7 月 1 日	②
昭和 39 年	7 月 1 日	①	昭和 60 年	5 月 1 日	②	平成 14 年	6 月 1 日	②
昭和 41 年	7 月 1 日	①	昭和 61 年	10 月 1 日	③	平成 16 年	6 月 1 日	②
昭和 43 年	7 月 1 日	①	昭和 63 年	6 月 1 日	②	平成 19 年	6 月 1 日	②

注) ①：卸売・小売業、飲食店 ②：卸売・小売業（平成 11、16 年は簡易調査） ③：一般飲食店

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類 J－卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内\*、有料道路内\*）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。

※については、平成 19 年調査より調査を開始した。

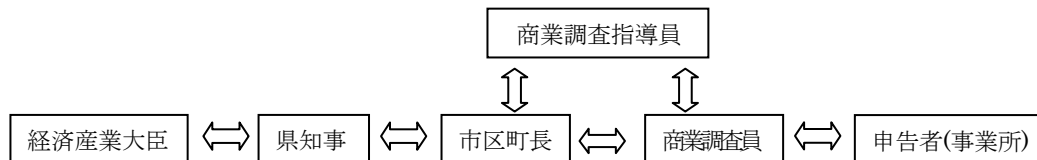
## (5) 調査の単位

商業を営んでいる事業所ごとに、その事業所を調査単位とする。同一の経営者が支店を持っている場合は、企業単位ではなく、本店・支店ごとに調査対象とする。

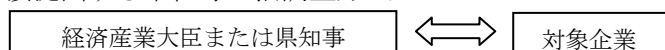
## (6) 調査の経路

商業統計調査の調査経路は以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

- ① 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



- ② 商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は県へ直接提出する本社等一括調査方式



## (7) 調査事項

巻末の調査票（見本）のとおり。

## 2 主な用語の説明

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所（一区画）を占めて有体的商品を購入して販売する事業所をいう。

### (2) 従業者及び就業者

調査日現在で、その事業所の業務に従事している者で、従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、法人及び団体の「有給役員」、「常用雇用者」（「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」）の計をいう。就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を加え、「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」（平成16年から調査）を除いたものをいう。

### (3) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の実績で消費税額を含む。

### (4) 売場面積

事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。

### (5) 大規模小売店舗

一つの建物であって、大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）が1000㎡を超える店舗で、届出があったものをいう。

## 3 集計と編集

平成19年商業統計調査結果の編集は次のとおり。

名称	主な内容
平成19年商業統計調査結果報告 (平成20年12月公表)	産業分類別の従業者規模別等の階級別統計表 市区町別の産業分類別統計表
平成19年広島県の業態別小売業 (平成21年3月公表)	小売事業所の市区町別・業態別統計表
平成19年広島県の商店街 (本報告書)	小売事業所の市区町別・立地環境特性別統計表 商業集積地区別統計表

#### 4 記号及び注記

- (1) この報告書の数値は、本県で独自に集計したものである。
- (2) 集計に用いた市町区域は、調査日現在（平成19年6月1日）による。  
なお、「調査結果の概要」において、前回（平成16年）数値については、調査日現在の市町区域に置き換えて増減率等の算出を行っている。
- (3) 統計表中のXは、その数字に該当する事業所数が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。  
なお、秘匿数字が推計できる場合には、事業所数が3以上でもXで秘匿した。
- (4) 構成比については、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- (5) 記号の用法は、次のとおりとした。  
「－」：実績数値のないもの 「0」、「0.0」：四捨五入による単位未満のもの  
「X」：数字を秘匿したもの 「▲」：マイナス
- (6) この報告書の内容についての問い合わせ先  
広島県企画振興局政策企画部統計課商工統計グループ  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
TEL (082)513-2542 (ダイヤル)

本書の内容については、県の統計ホームページ「広島の統計」にも掲載しています。

ホームページアドレス <http://db1.pref.hiroshima.lg.jp>

## 立地環境の区分及び定義

特性 番号	区 分	定 義
1	商業集積地	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。 おおむね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。 一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業が近接して30店舗以上あるものをいう。（小売店が極めて少ない場合は、2～5に特性付けを行う。） また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。
	集積細分	
1	駅周辺型商業集積地	JRや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。 ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。
2	市街地型商業集積地	都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。
3	住宅背景型商業集積地	住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。
4	ロードサイド型商業集積地	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。
5	その他の商業集積地	上記1～4のいずれにも該当しない商業集積地区をいう。
2	オフィス街地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「1 商業集積地区」の対象とならない地区をいう。
3	住宅地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域をいう。
4	工業地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。
5	その他地区	都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「1 商業集積地区」～「4 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。

商業統計調査 産業分類対応表（平成19年／平成16年）

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
各種商品小売業	55	55	各種商品小売業
百貨店, 総合スーパー	551	551	百貨店・総合スーパー
百貨店, 総合スーパー	5511		
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	559	559	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	5599		
織物・衣服・身の回り品小売業	56	56	織物・衣服・身の回り品小売業
呉服・服地・寝具小売業	561	561	呉服・服地・寝具小売業
呉服・服地小売業	5611		
寝具小売業	5612		
男子服小売業	562	562	男子服小売業
男子服小売業	5621		
婦人・子供服小売業	563	563	婦人・子供服小売業
婦人服小売業	5631		
子供服小売業	5632		
靴・履物小売業	564	564	靴・履物小売業
靴小売業	5641		
履物小売業(靴を除く)	5642		
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	569	569	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
かばん・袋物小売業	5691		
洋品雑貨・小間物小売業	5692		
他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	5699		
飲食品小売業	57	57	飲食品小売業
各種食料品小売業	571	571	各種食料品小売業
各種食料品小売業	5711		
酒小売業	572	572	酒小売業
酒小売業	5721		
食肉小売業	573	573	食肉小売業
食肉小売業(卵,鳥肉を除く)	5731		
卵・鳥肉小売業	5732		
鮮魚小売業	574	574	鮮魚小売業
鮮魚小売業	5741		
野菜・果実小売業	575	575	野菜・果実小売業
野菜小売業	5751		
果実小売業	5752		
菓子・パン小売業	576	576	菓子・パン小売業
菓子小売業(製造小売)	5761		
菓子小売業(製造小売でないもの)	5762		
パン小売業(製造小売)	5763		
パン小売業(製造小売でないもの)	5764		
米穀類小売業	577	577	米穀類小売業
米穀類小売業	5771		
その他の飲食品小売業	579	579	その他の飲食品小売業
コンビニエンスストア(飲食品を中心とするものに限る)	5791	57D	コンビニエンスストア(飲食品を中心とするものに限る)
牛乳小売業	5792	57C	牛乳・飲料・茶類小売業
飲料小売業(別掲を除く)	5793		
茶類小売業	5794		
料理品小売業	5795	57A	料理品小売業
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	5796	57B	他に分類されない飲食品小売業
乾物小売業	5797		
他に分類されない飲食品小売業	5799		

商業統計調査 産業分類対応表 (平成19年／平成16年)

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
<b>自動車・自転車小売業</b>	<b>58</b>	<b>58</b>	<b>自動車・自転車小売業</b>
<b>自動車小売業</b>	<b>581</b>	<b>581</b>	<b>自動車小売業</b>
自動車(新車)小売業	5811	58A	自動車(新車)小売業
中古自動車小売業	5812	58D	中古自動車小売業
自動車部分品・附属品小売業	5813	58B	自動車部分品・附属品小売業
二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	5814	58C	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
<b>自転車小売業</b>	<b>582</b>	<b>582</b>	<b>自転車小売業</b>
自転車小売業	5821		
<b>家具・じゅう器・機械器具小売業</b>	<b>59</b>	<b>59</b>	<b>家具・じゅう器・機械器具小売業</b>
<b>家具・建具・畳小売業</b>	<b>591</b>	<b>591</b>	<b>家具・建具・畳小売業</b>
家具小売業	5911	59A	家具小売業
建具小売業	5912	59B	家具・畳・宗教用具小売業
畳小売業	5913		
宗教用具小売業	5914		
<b>機械器具小売業</b>	<b>592</b>	<b>592</b>	<b>機械器具小売業</b>
電気機械器具小売業	5921	59C	電気機械器具小売業
電気事務機械器具小売業	5922	59D	その他の機械器具小売業
その他の機械器具小売業	5929		
<b>その他のじゅう器小売業</b>	<b>599</b>	<b>599</b>	<b>その他のじゅう器小売業</b>
金物小売業	5991	59E	金物・荒物小売業
荒物小売業	5992		
陶磁器・ガラス器小売業	5993	59F	他に分類されないじゅう器小売業
他に分類されないじゅう器小売業	5999		
<b>その他の小売業</b>	<b>60</b>	<b>60</b>	<b>その他の小売業</b>
<b>医薬品・化粧品小売業</b>	<b>601</b>	<b>601</b>	<b>医薬品・化粧品小売業</b>
医薬品小売業(調剤薬局を除く)	6011	60G	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
調剤薬局	6012	60H	調剤薬局
化粧品小売業	6013	60J	化粧品小売業
<b>農耕用品小売業</b>	<b>602</b>	<b>602</b>	<b>農耕用品小売業</b>
農業用機械器具小売業	6021		
苗・種子小売業	6022		
肥料・飼料小売業	6023		
<b>燃料小売業</b>	<b>603</b>	<b>603</b>	<b>燃料小売業</b>
ガソリンスタンド	6031	60K	ガソリンスタンド
燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	6032	60L	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
<b>書籍・文房具小売業</b>	<b>604</b>	<b>604</b>	<b>書籍・文房具小売業</b>
書籍・雑誌小売業	6041	60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
新聞小売業	6042	60N	新聞小売業
紙・文房具小売業	6043	60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
<b>スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業</b>	<b>605</b>	<b>605</b>	<b>スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業</b>
スポーツ用品小売業	6051	60A	スポーツ用品小売業
がん具・娯楽用品小売業	6052	60B	がん具・娯楽用品小売業
楽器小売業	6053	60C	楽器小売業
<b>写真機・写真材料小売業</b>	<b>606</b>	<b>606</b>	<b>写真機・写真材料小売業</b>
写真機・写真材料小売業	6061		
<b>時計・眼鏡・光学機械小売業</b>	<b>607</b>	<b>607</b>	<b>時計・眼鏡・光学機械小売業</b>
時計・眼鏡・光学機械小売業	6071		
<b>他に分類されない小売業</b>	<b>609</b>	<b>609</b>	<b>他に分類されない小売業</b>
たばこ・喫煙具専門小売業	6091	60P	たばこ・喫煙具専門小売業
花・植木小売業	6092	60D	花・植木小売業
建築材料小売業	6093	60F	他に分類されないその他の小売業
ジュエリー製品小売業	6094		
ペット・ペット用品小売業	6095		
骨とう品小売業	6096	60E	中古品小売業
中古品小売業(骨とう品を除く)	6097		
他に分類されないその他の小売業	6099	60F	他に分類されないその他の小売業